

分野	IX 津波被災地	分野内の整理	1. 防災集団移転事業について
----	----------	--------	-----------------

1. これまでの取組みと成果の概要（現状）

- ・昨年10月に策定した「浪江町復興計画（第1次）」において、津波被災地の復興の方向性が示された。
- ・昨年10月、「復興計画」を受け「津波シュミレーション策定業務委託」（復興交付金）を発注。
- ・津波被災者を対象にした「津波被災者の集団移転に関するアンケート」調査を実施。
（配布数：599、回収数：347、回収率：57.9%）
【帰町の意味：戻る23.1%、戻らない41.7%、わからない34.1%】
- ・平成25年6月「防災集団移転促進事業計画策定業務委託」（復興交付金）を発注。
- ・災害危険区域の設定については12月議会に上程予定。（浸水深2mの範囲を基本として指定予定）
※災害危険区域に指定された場合には、居住用建物の建築などが制限される。
- ・防災集団移転事業を実施するための計画策定中（今後アンケート、懇談会等を通じて詳細を決めていく）

2. 部会での議論の概要（課題）

- ・同じ町民でも津波被災地の方とそうでない方ではまちづくりの感覚が異なる。津波被災地の方の意見を踏まえた議論が必要。
- ・津波被災地の方の心情は切羽詰まっている。早急に方向性を導き出すことが必要。
- ・津波被災地の町民はここ2～3年が判断の時。（特に津波被災地の方は住宅が流失しているので、避難先で家を購入を考えている方が多い。）例えば、〇年後に〇〇地区に復興公営住宅ができるなどの目標が示されると、判断ができる。高齢者は時間がない焦りがあるので、具体的な目標を早急に示してほしい。
- ・防災集団移転事業で整備した住宅に実際の入居が少なかった場合、他地区の方が入れないということではなく、特例措置などで幅広く、柔軟な対応ができるようにしないと事業が進まない。
- ・防災集団移転事業（津波被災者対応）だけでなく、帰還困難区域の住民が集団移転できる事業を創設できないか。帰還困難区域は住宅があっても長期的に帰れない。

3. 部会からの提言（課題解決のための提言）

- ① 津波被災地の居住者の帰町への判断は非常に難しい。早急に防災集団移転の移転先や整備期間・事業内容などを提示し、判断ができる材料を整理すること。
- ② その場合、津波被災者の意向を十分に把握するように、説明会や意見交換会などを実施すること。
- ③ 帰還困難区域においても長期間帰還できないため、津波被災地防災集団移転事業と同様な制度の構築を国へ要望すること。また防災集団移転事業とその他の事業とで柔軟な対応ができるなど避難者視点の制度運用をするよう国に申し入れること。

4. 目的達成のための手法案（課題解決のための具体的なアイデアの提案）

- ① 防災集団移転事業に関しアンケート等による住民意向調査の実施（早急な規模や内容の整理）。
- ② 対象者への説明会や意見交換会の実施と住民の意見や意向を計画に反映させる。
- ③ 津波被災地の住民だけでなく、町内における町民の住宅確保についての制度構築を国へ要望。